

平成20年9月30日

条例第42号

(設置)

第1条 障がい者が有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性を活かしながら、障害者福祉の増進を図ることを目的として、南丹市立障害者支援施設(以下「施設」という。)を設置する。

(名称、位置及び建物)

第2条 施設の名称、位置及び建物は、次のとおりとする。

名称	位置	建物
南丹市八木障害者支援施設	南丹市八木町八木杉ノ前 44番地	木造瓦葺平屋建268.91平方メートル 事務室、作業場、調理室、集会所、相談室等 木造2階建140.4平方メートル 作業場、相談室等
南丹市日吉障害者支援施設	南丹市日吉町保野田垣ノ 内5番地10	木造平屋建241.4平方メートル 作業室、休憩室、調理室、会議室、事務室、相談室等 木造平屋建21.84平方メートル 作業場等

(事業)

第3条 施設において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第14項に規定する就労継続支援を行う。

2 施設において、前項に規定するもののほか、市長が必要と認める事業を行うことができる。

(管理及び運営)

第4条 市長は、施設を常にその目的達成に即した良好な状態で管理し効率的な計画に基づいて運営するよう努めなければならない。

(利用時間及び休業日)

第5条 施設の利用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が特に認めるときは、変更することができる。

2 施設の休業日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が特に認めるときは、変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(4) 夏休み、冬休み及び臨時休業として市長が特に認めた日

(利用の承認)

第6条 第3条に規定する事業の対象者で、施設を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認せず、又は承認を取り消すことができる。

(1) 利用定員を超えるとき。

(2) その他市長が利用を不相当と認めるとき。

(運営委員会の設置)

第7条 施設の円滑な運営を図るため、南丹市立障害者支援施設運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(運営委員会の所掌事項)

第8条 運営委員会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 施設が実施する作業指導に関すること。

(2) 施設の管理運営等に関すること。

(3) 施設の作業収益金会計に関すること。

(4) 困難事例への対応のあり方に関すること。

(5) 地域の関係機関との連携に関すること。

(6) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。

(7) その他必要と認める事項に関すること。

(運営委員会の構成)

第9条 運営委員会は、委員24人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉関係者
- (3) 障害福祉関係者
- (4) 社会福祉関係者
- (5) 事業利用者家族の会
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定は、委員の再任を妨げるものではない。

(委員長及び副委員長)

第10条 運営委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、運営委員会の会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 運営委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

第12条 運営委員会は、第8条に定める協議内容について、調査、審議等を行うため、委員の中から選任する小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第13条 運営委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、施設の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 施設の管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手續等は、南丹市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年南丹市条例第238号)の定めるところによる。

3 施設の管理を指定管理者に行わせる場合の管理業務の範囲は、別表に定めるとおりとする。

4 指定管理者が行う施設の管理の基準は、第4条から第6条に定めるところによる。この場合において、これらの適用については、第4条及び第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条中「市長が特に認めた」は「指定管理者が市長の承認を得た」と読み替えるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、施設の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(南丹市立小規模通所授産施設条例の廃止)

2 南丹市立小規模通所授産施設条例(平成18年南丹市条例第159号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、南丹市小規模通所授産施設条例(平成18年南丹市条例第159号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年3月30日条例第17号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日条例第8号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月24日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第17号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日条例第25号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日条例第12号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月22日条例第26号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第14条関係)

指定管理者に行わせる業務の範囲	
1	障害者等に対する作業指導に係る事業の実施に関する業務
2	施設及び設備の維持管理(軽微なものに限る。)に関する業務
3	その他施設の管理運営に関する業務で市長が必要と認める業務